

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 規 則

ページ

- 北九州市市税条例施行規則の一部を改正する規則【財政局税務部税制課】

3

### ◇ 告 示

- 北九州市営勝山公園地下駐車場の入出場時間の変更【建築都市局計画部都市交通政策課】

4

## 本号で公布された条例等のあらまし

### ◇北九州市市税条例施行規則の一部を改正する規則

法人の市民税の更正（決定）通知書に外国関係会社等に係る控除額の記載欄を設けることにしました。

この規則は、平成31年1月23日から施行することにしました。

北九州市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年1月23日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第2号

北九州市市税条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市市税条例施行規則（昭和39年北九州市規則第58号）の一部を次のように改正する。

第17号様式（表）中

法人 税 割 額	分割基準	人
	2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人の課税標準額	
	税率	/100
	法人税割額	
	特定寄附金税額控除額	
	外国法人税控除額	
	仮装経理控除額	
	差引法人税割額	A
	均等割額	B
	計	A+B C

法人 税 割 額	分割基準	人
	2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人の課税標準額	
	税率	/100
	法人税割額	
	特定寄附金税額控除額	
	外国関係会社等に係る控除額	
	外国法人税控除額	
	仮装経理控除額	
	差引法人税割額	A
	均等割額	B
計	A+B C	

を

に

改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市告示第18号

北九州市自動車駐車場条例施行規則（平成5年北九州市規則第29号）第2条第4項の規定により北九州市営勝山公園地下駐車場の入出場時間を変更するので、同条第5項の規定により次のとおり告示する。

平成31年1月23日

北九州市長 北 橋 健 治

入出場時間を変更する日	変更後の入出場時間
平成31年2月17日	午前10時から午後10時まで